

令和三年 第一回臨時会

市長説明要旨

南アルプス市

本日ここに、令和三年第一回臨時会の開会にあたり、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、三月二十一日の一都三県に対する緊急事態宣言解除後から、全国における新規感染者が増加傾向にあり、特に、宮城県、大阪府、兵庫県などをはじめ、変異株が一因とされる感染が急速に拡大しつつある中、首相が定める地域と期間により、知事が営業時間短縮などを要請し、緊急事態宣言に至る前に感染拡大を抑えるための「まん延防止等重点措置」が初適用されるなど、第四波襲来への懸念が高まっております。

現在、山梨県内における感染は、一部地域において徐々に増加している状況が見受けられます。また、四月末から五月初旬には大型連休等も控えておりますので、引き続き、感染拡大への警戒を緩めることなく、積極的に対処することが最も重要であります。

本市としましても、高齢者へのワクチン接種を含め、徹底

した感染防止対策に全力を挙げ取り組んでまいります。

本市「新型コロナウイルスワクチン接種」に向けた対応と今後の予定につきまして、ご説明申し上げます。

ワクチン接種については、三月二十二日に「ワクチン接種予約コールセンター」を開設し、四月八日から六十五歳以上の高齢者を対象に、集団接種の予約を始めております。

また、三月二十四日からは、白根徳洲会病院において、医療従事者への優先接種が始まっており、四月二十日からは、モデル接種対象市町村として、県内の自治体に先駆け、六十歳以上の高齢者を対象に、「橿形総合体育館」において、集団接種を先行実施してまいります。

モデル接種については、国から山梨県を通じ、約一千五百人分の米ファイザー社製ワクチンの供給を受け、一日約百人を予定し、より安全な体制の下に実施してまいります。

これに先立ちまして、四月五日には、集団接種会場となる橿形総合体育館において、老人クラブや医師会など、関係機関の皆さまにご協力をいただく中、集団接種に向けた「模擬接種」を実施いたしました。

来場者の受付から問診、接種、経過観察までの流れや、アナフィラキシーの発症に備え、消防本部を含めた救急体制を確認するなど、円滑な接種に向けた体制整備に鋭意取り組んでおります。

また、六十五歳以上の高齢者へのワクチン接種にあたりましては、「運転ができない」「接種後の運転に不安がある」方などへの対応が必要になります。

このため、本市におきましては、自宅から集団接種会場や市内のかかりつけ医療機関までの往復移動手段として、一人あたり四枚のタクシー券を配布させていただきます。少しでも市民の皆さまの不安を解消し、安心してワクチンが接種できるよう、万全な体制を整えてまいります。

ワクチン接種については、日本国内へのワクチン供給量が見通せない状況にあり、現時点では、本市に配分されるワクチン供給量が明確になっておりません。

現在、山梨県を通じ、ワクチン供給量の迅速な情報提供を強く要望しており、ワクチンの供給等については、随時、本市のホームページやCATVなどにより、ご案内してまいります。

ますので、市民の皆さまにおかれましては、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

続きまして、本臨時会に提出いたしました案件につきまして、ご説明申し上げます。

市議会第一回臨時会に提出いたしました案件は、条例の一部改正の専決処分につき承認を求める案三件、補正予算案一件、合わせて四件であります。

はじめに、承認第二号、「南アルプス市税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて」であります。

これにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、令和三年三月三十一日に公布されたことに伴い、南アルプス市税条例等の一部を改正する必要が生じ、特に緊急を要するため議会を招集する時間的暇がないことから、地方自治法第百七十九条第一項の規定に基づき、令和三年三月三十一日に専決処分したので、議会に報告し承認を求めるものであります。

次に、承認第三号、「南アルプス市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて」であります。

これにつきましては、新型コロナウイルス感染症に関する国民健康保険税の減免規定について、対象期間を延長することに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じ、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的暇がないことから、地方自治法第七十九条第一項の規定に基づき、令和三年三月三十一日に専決処分したので、議会に報告し承認を求めるものであります。

次に、承認第四号、「南アルプス市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて」であります。

これにつきましては、新型コロナウイルス感染症に関する介護保険料の減免規定について、対象期間を延長することに伴い、介護保険条例の一部を改正する必要が生じ、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的暇がないことから、地方自治法第七十九条第一項の規定に基づき、令和三年三月

三十一日に専決処分したので、議会に報告し承認を求めるものであります。

次に、補正予算案について、ご説明申し上げます。

本臨時会に提出いたしました補正予算案は、南アルプス市一般会計予算案一件であります。

議案第五十一号、「南アルプス市一般会計補正予算（第一号）」について、ご説明申し上げます。

補正額を二億三千百四十四万三千円とし、歳入歳出予算の総額を二百九十八億八百二十七万九千円とするものであります。

内容につきましては、高齢者に安心して、新型コロナウイルスワクチン接種を受けていただくため、自宅と集団接種会場や医療機関までのタクシー券の配布、また集団接種会場までのバス送迎等に係る経費として、「新型コロナウイルスワクチン接種移送支援事業」に一億三千九百四十三万九千円を計上しております。

また、新型コロナウイルスワクチン集団接種会場である櫛形総合体育館の高温対策として冷風機の設置や、市内医療機

関へのワクチン移送に係る経費など「新型コロナウイルス感染症対策事業」に三千九百三十四万円を計上しております。

次に、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親世帯への支援策として、児童扶養手当受給者等を対象に、児童一人当たり五万円を支給する「子育て世帯生活支援特別給付金支給事業」に五千二百六十六万四千円を計上しております。

歳出予算の財源といたしましては、国庫支出金、繰入金を見込んでおります。

以上、提出案件についての説明を終わります。

なお詳細につきましては、担当部長より説明いたさせます。何卒、よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

令和三年四月十六日

南アルプス市長 金 丸 一 元